

# 平成20年 3 月28日 (金) 号外 第 41 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

	<b>`</b>
_	314
	ン

告示

島根海区における定置漁業及び区画漁業の免許の内容等の事前決定

(水 産 課)

告

示

## 島根県告示第283号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第 1 項の規定により、島根海区に係る海面における定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 定置漁業の部

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号 定第1号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町美保関早見ガ鼻地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

漁業時期

基点第101号 松江市美保関町美保関早見ガ鼻北端

ア 基点第101号から315度70メートルの点

イ アの点から110度400メートルの点

ウ 基点第101号から45度970メートルの点

エ 基点第101号から354度750メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町美保関及び雲津

公示番号 定第2号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第102号 松江市美保関町七類九島高西の鼻に設置した標柱

ア 基点第102号から13度30メートルの点

イ 基点第102号から20度950メートルの点

ウ 基点第102号から322度910メートルの点

エ 基点第102号から260度170メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

公示番号 定第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市美保関町片江大崎鼻地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第103号 松江市美保関町片江宮磯の鼻に設置した標柱

ア 基点第103号から 0 度50メートルの点

イ 基点第103号から23度770メートルの点

ウ 基点第103号から327度835メートルの点

エ 基点第103号から288度160メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

公示番号 定第4号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先

ウ 漁場の区域

次の基点第104号、ア、イ、ウ及び基点第104号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第104号 松江市美保関町笠浦津ノ和鼻東端に設置した標柱

ア 基点第104号から150度30分230メートルの点

イ 基点第104号から75度1300メートルの点

ウ 基点第104号から50度1250メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦及び千酌

公示番号 定第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第105号、ア、イ及び基点第105号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

ア 基点第105号から150度405メートルの点

イ 基点第105号から97度30分405メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

公示番号 定第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町野井築島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第105号 松江市島根町野井築島地先梶島洞窟南口西側に設置した標柱

ア 基点第105号から150度405メートルの点

イ 基点第105号から130度20分510メートルの点

ウ 基点第105号から85度780メートルの点

エ 基点第105号から52度30分500メートルの点

オ 基点第105号から57度350メートルの点

カ 基点第105号から97度30分405メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

公示番号 定第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町多古、多古鼻地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第107号 松江市島根町多古ミヨウタン鼻に設置した標柱

ア 基点第107号から257度30分70メートルの点

イ 基点第107号から268度900メートルの点

ウ 基点第107号から234度900メートルの点

エ 基点第107号から234度70メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町多古及び野波

公示番号 定第8号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町加賀馬島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第108号、ア、イ、ウ及び基点第108号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第108号 松江市島根町加賀馬島西ノ鼻に設置した標柱

ア 基点第108号から335度750メートルの点

イ 基点第108号から280度750メートルの点

ウ 基点第108号から210度100メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波

公示番号 定第9号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市鹿島町御津地先

り 漁場の区域

次の基点第110号、ア、イ、ウ及び基点第110号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第110号 松江市鹿島町御津幕島に設置した標柱

ア 基点第110号から326度1100メートルの点

イ 基点第110号から293度1240メートルの点

ウ 基点第110号から222度400メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町御津

公示番号 定第10号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先

り 漁場の区域

次の基点第112号、ア、イ、ウ、エ及び基点第112号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第112号 松江市鹿島町手結ネタキ鼻北端に設置した標柱 ア 基点第112号から70度350メートルの点

イ 基点第112号から19度850メートルの点

ウ 基点第112号から330度650メートルの点

エ 基点第112号から260度140メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町手結

公示番号 定第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

出雲市美保町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第115号、ア、イ及び基点第115号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第115号 出雲市美保町天狗島に設置した標柱

ア 基点第115号から351度1000メートルの点

イ 基点第115号から325度1100メートルの点

(2) 地元地区

出雲市美保町

公示番号 定第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

出雲市塩津町地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第116号 出雲市塩津町船守神社裏通称青石に設置した標柱

ア 基点第116号から280度395メートルの点

イ 基点第116号から354度30分1115メートルの点

ウ 基点第116号から319度40分1210メートルの点

エ 基点第116号から264度663メートルの点

(2) 地元地区

出雲市塩津町

公示番号 定第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

出雲市十六島町水尻地先

ウ 漁場の区域

次の基点第117号、ア、イ、ウ、エ及び基点第117号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第117号 出雲市十六島町水尻地先サカヤ島に設置した標柱

ア 基点第117号から279度450メートルの点

イ 基点第117号から269度600メートルの点

ウ 基点第117号から210度600メートルの点

エ 基点第117号から160度200メートルの点

(2) 地元地区

出雲市十六島町

公示番号 定第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

出雲市大社町杵築西湊原地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第118号 出雲市大社町杵築北、大社漁港沖防波堤突端

ア 基点第118号から196度2463メートルの点

イ 基点第118号から209度2544メートルの点

ウ 基点第118号から222度2818メートルの点

エ 基点第118号から219度3075メートルの点

オ 基点第118号から208度2818メートルの点

(2) 地元地区

出雲市大社町

公示番号 定第15号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

出雲市多伎町小田小田西地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第119号 出雲市多伎町小田小田西、小田漁港西防波堤の港内灯

ア 基点第119号から 4 度3080メートルの点

イ 基点第119号から352度4425メートルの点

ウ 基点第119号から341度3760メートルの点

エ 基点第119号から354度2610メートルの点

(2) 地元地区

出雲市多伎町

公示番号 定第31号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

大田市温泉津町湯里地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第131号 大田市温泉津町湯里大津ヶ崎北端に設置した標柱

ア 基点第131号から320度30メートルの点

イ 基点第131号から320度1000メートルの点

ウ 基点第131号から293度30分1000メートルの点

(2) 地元地区

大田市温泉津町湯里

公示番号 定第32号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

江津市嘉久志町地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第132号 江津市嘉久志町新川河口左岸護岸東端に設置した標柱

ア 基点第132号から308度300メートルの点

イ アから337度1750メートルの点

ウ アから300度1750メートルの点

(2) 地元地区

江津市嘉久志町

公示番号 定第33号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

浜田市外ノ浦町地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第133号 浜田市外ノ浦町大桂島西側に設置した標柱

ア 基点第133号から190度120メートルの点

イ 基点第133号から293度30分845メートルの点

ウ 基点第133度から344度900メートルの点

(2) 地元地区

浜田市生湯町、外ノ浦町、松原町、瀬戸ヶ島町、港町、大辻町、瀬戸見町、原井町、高田町、真光町、清水町、原町、京町及び元浜町

公示番号 定第34号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

浜田市三隅町折居地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第134号 浜田市三隅町折居通称ひらせ中央に設置した標柱

ア 基点第134号から 0 度100メートルの点

イ 基点第134号から351度1000メートルの点

ウ 基点第134号から328度985メートルの点

(2) 地元地区

浜田市三隅町

公示番号 定第35号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

定置漁業 ぶり、雑魚定置漁業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

益田市高津町地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第135号 益田市高津町春日神社鳥井中央

ア 基点第135号から 8 度30分1150メートルの点

イ 基点第135号から22度3000メートルの点

ウ 基点第135号から1度2570メートルの点

(2) 地元地区

益田市高津町

- 2 免許予定日及び申請期間
- (1) 免許予定日 平成20年9月1日
- (2) 申請期間 平成20年4月1日から同年6月30日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

- 2 制限又は条件
- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- (3) 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。

#### 区画漁業の部

1 免許の内容たるべき事項及び地元地区

公示番号 区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第 1 種区画漁業 わかめ養殖業 10月 1 日から翌年 5 月31日まで

イ)漁場の位置

松江市美保関町七類地先

ウ 漁場の区域

次の基点第301号、ア及び基点第302号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第301号 松江市美保関町諸喰釣鉾山北端に設置した標柱

基点第302号 松江市美保関町七類塩俵北端に設置した標柱

基点第303号 松江市美保関町七類宇抗島北端に設置した標柱

基点第304号 松江市美保関町諸喰のの子島鼻北端に設置した標柱

ア 基点第301号と基点第303号を結んだ線と基点第302号と基点第304号を結んだ線との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

公示番号 区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

ウ 漁場の区域

次の基点第305号と基点第306号を結んだ線、基点第307号と基点第308号を結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第305号 松江市美保関町七類九島伝馬前に設置した標柱

基点第306号 松江市美保関町七類角田松南端に設置した標柱

基点第307号 松江市美保関町七類九島南西端に設置した標柱

基点第308号 松江市美保関町七類尾戸東端に設置した標柱

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

公示番号 区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町七類地先

り 漁場の区域

次の基点第309号、基点第310号、基点第311号、ア及び基点第312号を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域 基点第309号 松江市美保関町七類若松ビシャ島に設置した標柱

基点第310号 松江市美保関町七類大黒島西端に設置した標柱

基点第311号 松江市美保関町七類小黒島北端に設置した標柱

基点第312号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱

基点第313号 松江市美保関町片江殿浦に設置した標柱

ア 基点第311号と基点第313号を結ぶ線と基点第312号から347度の方向との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町七類

公示番号 区第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

ウ 漁場の区域

次の基点第312号、ア、基点第314号、基点第315号、基点第316号及び基点第317号の各点を順次に結んだ線並び に最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第312号 松江市美保関町七類、片江界に設置した標柱

基点第314号 松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱

基点第315号 松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱

基点第316号 松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱

基点第317号 松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱

基点第318号 松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱

ア 基点第312号から347度の方向と基点第314号及び基点第318号を見通した線との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

公示番号 区第5号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

ウ 漁場の区域

次の基点第319号、ア及び基点第320号の各点を順次に結んだ線、基点第321号と基点第322号を結んだ線、基点第323号と基点第324号を結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第319号 松江市美保関町片江カブト鼻東端に設置した標柱

基点第320号 松江市美保関町片江小黒島北端に設置した標柱

基点第321号 松江市美保関町片江小黒島南西端に設置した標柱

基点第322号 松江市美保関町片江蜂巣島西端に設置した標柱

基点第323号 松江市美保関町片江蜂巣島南端に設置した標柱

基点第324号 松江市美保関町片江、菅浦界に設置した標柱

ア 基点第320号と松江市美保関町片江殿島西端を結んだ線と基点第319号から340度の方向との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

公示番号 区第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町菅浦地先

ウ 漁場の区域

次の基点第325号、基点第326号、基点第327号、ア、イ及び基点第325号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第325号 松江市美保関町菅浦鳴谷鼻に設置した標柱

基点第326号 松江市美保関町菅浦木島北端に設置した標柱

基点第327号 松江市美保関町菅浦鞍島北端に設置した標柱

基点第328号 松江市美保関町北浦巻ヶ鼻東端に設置した標柱

基点第6号 松江市美保関町菅浦、北浦界に設置した標柱

ア 基点第6号から7度350メートルの点

イ 基点第325号と基点第328号を結んだ線と基点第6号から7度の方向との交点

(2) 地元地区

松江市美保関町菅浦

公示番号 区第7号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ)漁場の位置

松江市美保関町北浦地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第328号 松江市美保関町北浦巻ヶ鼻東端に設置した標柱

ア 基点第328号から80度180メートルの点

イ アから240度200メートルの点

ウ イから149度305メートルの点

エ アから168度320メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町北浦

公示番号 区第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町北浦地先

ウ 漁場の区域

次の基点第329号、ア、イ、ウ及び基点第329号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第329号 松江市美保関町北浦奈倉鼻に設置した標柱

ア 基点第329号から 0 度600メートルの点

イ アから265度600メートルの点

ウ 基点第329号から265度600メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町北浦

公示番号 区第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町千酌地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第330号 松江市美保関町千酌、千酌港沖防波堤先端に設置した標柱

ア 基点第330号から53度500メートルの点

イ アから53度250メートルの点

ウ イから312度850メートルの点

エ アから312度850メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町千酌

公示番号 区第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ)漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

ウ 漁場の区域

次の基点第331号、ア、イ、基点第332号及び基点第333号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第331号 松江市美保関町笠浦カモガワキに設置した標柱

基点第332号 松江市美保関町笠浦サザエ島西端に設置した標柱

基点第333号 松江市美保関町笠浦池尻に設置した標柱

ア 基点第331号から 0 度450メートルの点

イ 基点第332号から 0 度300メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

公示番号 区第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町野井地先

ウ 漁場の区域

次の基点第334号、ア、イ、ウ及び基点第334号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第334号 松江市島根町野井箱島東端に設置した標柱

ア 基点第334号から39度150メートルの点

イ アから129度300メートルの点

ウ 基点第334号から129度300メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

公示番号 区第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

(イ) 漁場の位置

松江市島根町野波築島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第335号、ア、イ、ウ及び基点第335号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第335号 松江市島根町野波築島馬倉に設置した標柱

ア 基点第335号から357度300メートルの点

イ アから267度250メートルの点

ウ 基点第335号から267度250メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波字瀬崎

公示番号 区第13号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町野波字瀬崎地先

り 漁場の区域

次の基点第336号、ア、イ、ウ及び基点第336号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第336号 松江市島根町野波恋取に設置した標柱

ア 基点第336号から344度250メートルの点

イ アから254度150メートルの点

ウ 基点第336号から254度300メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波字瀬崎

公示番号 区第14号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町多古鼻地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第338号 松江市島根町多古ミョウタン鼻に設置した標柱

ア 基点第338号から223度140メートルの点

イ アから177度200メートルの点

ウ イから88度310メートルの点

エ アから88度310メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町多古字多古

公示番号 区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第341号 松江市島根町加賀オグリ島西端に設置した標柱

ア 基点第341号から163度110メートルの点

イ アから253度50メートルの点

ウ エから253度50メートルの点

エ 基点第341号から163度350メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町加賀

公示番号 区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀向山地先

ウ 漁場の区域

次の基点第342号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第342号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第342号 松江市島根町加賀滝が下に設置した標柱 基点第343号 松江市島根町加賀ハナグリに設置した標柱

基点第344号 松江市島根町加賀水谷に設置した標柱

基点第345号 松江市島根町加賀見島に設置した標柱

ア 基点第343号から207度70メートルの点

イ 基点第344号から305度120メートルの点

ウ 基点第345号から305度100メートルの点

エ 基点第343号から207度220メートルの点

オ 基点第342号から201度150メートルの点

### (2) 地元地区

松江市島根町加賀

## 公示番号 区第17号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀桂島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第346号、基点第347号、基点第348号及びアの各点を順次に結んだ線、基点第349号とイを結んだ線並び に最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第346号 松江市島根町加賀栗島北端に設置した標柱

基点第347号 松江市島根町加賀波高島南端に設置した標柱

基点第348号 松江市島根町加賀櫛島西の鼻に設置した標柱

基点第349号 松江市島根町加賀栗島東端に設置した標柱

ア 基点第348号から285度の方向と対岸との交点

イ 基点第349号から105度の方向と対岸との交点

## (2) 地元地区

松江市島根町加賀

## 公示番号 区第18号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町加賀桂島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第350号 松江市島根町加賀桂島西端に設置した標柱

ア 基点第350号から247度80メートルの点

イ アから247度150メートルの点

ウ イから140度350メートルの点

エ アから138度350メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町加賀

公示番号 区第19号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町大芦地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第351号 松江市島根町大芦松ヶ鼻西側突端に設置した標柱

ア 基点第351号から254度60メートルの点

イ アから254度100メートルの点

ウ イから159度200メートルの点

エ アから159度200メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町大芦

公示番号 区第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市鹿島町片句宮崎鼻地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第355号 松江市鹿島町片句宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第355号から 4 度300メートルの点

イ アから 2 度300メートルの点

ウ イから273度600メートルの点

エ アから273度600メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町片句

公示番号 区第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市鹿島町片句黒崎湾地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第355号 松江市鹿島町片句宮崎鼻北端に設置した標柱

ア 基点第355号から246度150メートルの点

イ 基点第355号から246度280メートルの点

ウ イから156度285メートルの点エ アから156度285メートルの点

工 (2) 地元地区

松江市鹿島町片句

公示番号 区第22号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市鹿島町片句、手結界地先倉内湾

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第356号 松江市鹿島町片句ナズナ鼻西端に設置した標柱

基点第357号 松江市鹿島町片句、手結界に設置した標柱

ア 基点第356号から152度160メートルの点

イ 基点第356号から191度200メートルの点

ウ 基点第357号から62度30分135メートルの点

エ 基点第357号から62度30分265メートルの点

(2) 地元地区

松江市鹿島町片句

公示番号 区第23号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市河下町地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第362号 出雲市河下町字灘平494番地1に設置した標柱

基点第363号 出雲市猪目町平島西端に設置した標柱

ア 基点第362号から 0 度200メートルの点

イ 基点第362号から 0 度700メートルの点

ウ 基点第363号から 0 度650メートルの点

エ 基点第363号から 0 度150メートルの点

(2) 地元地区

出雲市小津町及び河下町

公示番号 区第24号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ)漁場の位置

出雲市大社町鷺浦地先

ウ 漁場の区域

次の基点第364号と基点第365号を結んだ線、基点第366号、基点第367号及び基点第368号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第364号 出雲市大社町鷺浦亦島西端に設置した標柱

基点第365号 出雲市大社町鷺浦長島東端に設置した標柱

基点第366号 出雲市大社町鷺浦長島西端に設置した標柱

基点第367号 出雲市大社町鷺浦柏島の小島南端に設置した標柱

基点第368号 出雲市大社町鷺浦日和山鼻西端に設置した標柱

(2) 地元地区

出雲市大社町鷺浦

公示番号 区第25号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

出雲市大社町宇竜地先

り 漁場の区域

次の基点第369号と基点第370号を結んだ線、基点第371号とアを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第369号 出雲市大社町宇竜舟磯の沖鼻南端に設置した標柱

基点第370号 出雲市大社町宇竜カジマ島北端に設置した標柱

基点第371号 出雲市大社町宇竜カジマ島東端に設置した標柱

ア 基点第371号から129度の方向と対岸との交点

(2) 地元地区

出雲市大社町宇竜

公示番号 区第26号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

(イ) 漁場の位置

出雲市大社町日御碕中山地先

ウ 漁場の区域

次の基点第372号、ア及び基点第373号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第372号 出雲市大社町日御碕追石鼻南端に設置した標柱

基点第373号 出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱

ア 基点第373号から210度520メートルの点

(2) 地元地区

出雲市大社町日御碕中山

公示番号 区第27号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

出雲市大社町日御碕二俣地先

ウ 漁場の区域

次の基点第373号、ア、イ及び基点第374号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域

基点第373号 出雲市大社町日御碕帆掛鼻突端に設置した標柱

基点第374号 出雲市大社町日御碕、杵築北界雲見鼻西端に設置した標柱

ア 基点第373号から210度520メートルの点

イ 基点第374号から210度460メートルの点

(2) 地元地区

出雲市大社町杵築北及び杵築西

公示番号 区第71号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年5月31日まで

イ) 漁場の位置

益田市喜阿弥町地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第501号 益田市喜阿弥町通称つまが瀬突端に設置した標柱

ア 基点第501号から350度1550メートルの点

イ 基点第501号から321度2000メートルの点

**ウ** イから 1 度400メートルの点

エ アから1度400メートルの点

(2) 地元地区

益田市喜阿弥町

公示番号 区第201号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 ひおうぎがい、いたやがい、いわがき養殖業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市美保関町片江地先

ウ 漁場の区域

次の基点第318号、基点第314号、基点第315号、基点第316号及び基点第317号の各点を順次に結んだ線並びに最

大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第318号 松江市美保関町片江大崎東端に設置した標柱

基点第314号 松江市美保関町片江シャクリ島に設置した標柱

基点第315号 松江市美保関町片江中島東端に設置した標柱

基点第316号 松江市美保関町片江中島南端に設置した標柱

基点第317号 松江市美保関町片江大崎通称赤島南端に設置した標柱

(2) 地元地区

松江市美保関町片江

公示番号 区第202号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 ひおうぎがい、いたやがい、いわがき養殖業 1月1日から12月31日まで

(イ) 漁場の位置

松江市美保関町笠浦地先

ウ 漁場の区域

次の基点第377号、ア、イ、基点第378号及び基点第377号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第377号 松江市美保関町笠浦近道路の鼻に設置した標柱

基点第378号 松江市美保関町笠浦仙田島北端に設置した標柱

ア 基点第377号から1度100メートルの点

イ 基点第378号から1度100メートルの点

(2) 地元地区

松江市美保関町笠浦

公示番号 区第203号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき、あわび養殖業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町野井地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第379号 松江市島根町野井築島宝崎南端に設置した標柱

ア 基点第379号から202度50メートルの点

イ アから292度50メートルの点

ウ エから292度50メートルの点

エ 基点第379号から202度250メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野井

公示番号 区第204号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 ひおうぎがい、いわがき、あわび養殖業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町野波築島地先

ウ 漁場の区域

次の基点第380号、ア、イ、ウ及び基点第380号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第380号 松江市島根町野波築島二子島に設置した標柱

ア 基点第380号から357度180メートルの点

イ アから267度130メートルの点

ウ イから177度180メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町野波

公示番号 区第205号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 いわがき養殖業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町多古島地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第339号 松江市島根町多古多古島南端に設置した標柱

ア 基点第339号から128度210メートルの点

イ 基点第339号から240度180メートルの点

ウ イから189度140メートルの点

エ アから189度140メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町多古字多古

公示番号 区第206号

(1) 免許の内容たるべき事項

⑦ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 あわび養殖業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀潜戸鼻地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第385号 松江市島根町加賀潜戸鼻東端

ア 基点第385号から350度510メートルの点

イ アから63度500メートルの点

ウ イから333度250メートルの点

エ アから333度250メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町加賀

公示番号 区第207号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 あわび養殖業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町大芦越鳥鼻地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第386号 松江市島根町大芦越鳥鼻東端

ア 基点第386号から10度240メートルの点

イ アから68度300メートルの点

ウ イから338度150メートルの点

エ アから338度150メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町大芦

公示番号 区第301号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 たい小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

イ) 漁場の位置

松江市島根町加賀地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第387号 松江市島根町加賀、加賀漁港沖防波堤南側基部に設置した標柱

ア 基点第387号から125度60メートルの点

イ アから161度100メートルの点

ウ イから70度90メートルの点

エ アから70度90メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町加賀

公示番号 区第302号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第1種区画漁業 ぶり、たい小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

イ)漁場の位置

松江市島根町大芦地先

り 漁場の区域

次のア、イ、ウ、工及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第388号 松江市島根町大芦、大芦漁港浜防砂堤突端に設置した標柱

ア 基点第388号から25度140メートルの点

イ アから8度100メートルの点

ウ イから287度185メートルの点

エ アから287度185メートルの点

(2) 地元地区

松江市島根町大芦

- 2 免許予定日及び申請期間
  - (1) 免許予定日 平成20年9月1日
  - (2) 申請期間 平成20年4月1日から同年6月30日まで

(付記)

1 漁業権の存続期間

平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

- 2 制限又は条件
- (1) 漁業権の行使に当たっては、船舶の航行を妨げないよう配慮しなければならない。
- (2) 敷設漁具の外郭には昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。
- (3) 漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。